



大阪労働局発表
平成26年6月26日

担
当

大阪労働局需給調整事業部
需給調整事業第二課長
電話 06-4790-6319

1,050事業所に対して指導監督を実施し、 延べ474件の文書指導

— 平成25年度労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督状況 —

大阪労働局（局長：中沖 剛）では、平成25年度における労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督状況を取りまとめた。

◆ 概要 ◆

◆ 1,050事業所に対して指導監督を実施（表1）

平成25年度において、1,050事業所（前年度比0.3%増）に対して指導監督を実施。実施件数に占める文書指導率は45.1%（前年度比▲11.5ポイント）。

- ・ 労働者派遣事業関係 758事業所（前年度比 3.7%）
- ・ 請負、出向関係 105事業所（前年度比 ▲5.4%）
- ・ 職業紹介事業関係 187事業所（前年度比 ▲8.8%）

◆ 全国の行政処分(※)のうち37%を大阪労働局で実施

※所在不明による事業報告書未提出に係る行政処分は除く。

全国で初めて労働者派遣法違反を理由に事業許可の取消を行う等、労働者派遣法や職業安定法を遵守しない事業主に対して、厳しい指導監督を行った。

また、派遣元事業主・職業紹介事業主14社への行政処分（許可取消2件、事業停止命令9件、事業改善命令14件）という結果は、平成25年度に全国で行った行政処分のうち、37%を占める件数となった。

◆ 全国で初めて労働者の募集主に対して行政処分を実施

虚偽の求人広告による労働者の募集を行った募集主に対しても、全国で初めて行政処分（事業改善命令1件）を行った。

〈労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督実施状況（平成25年度）〉

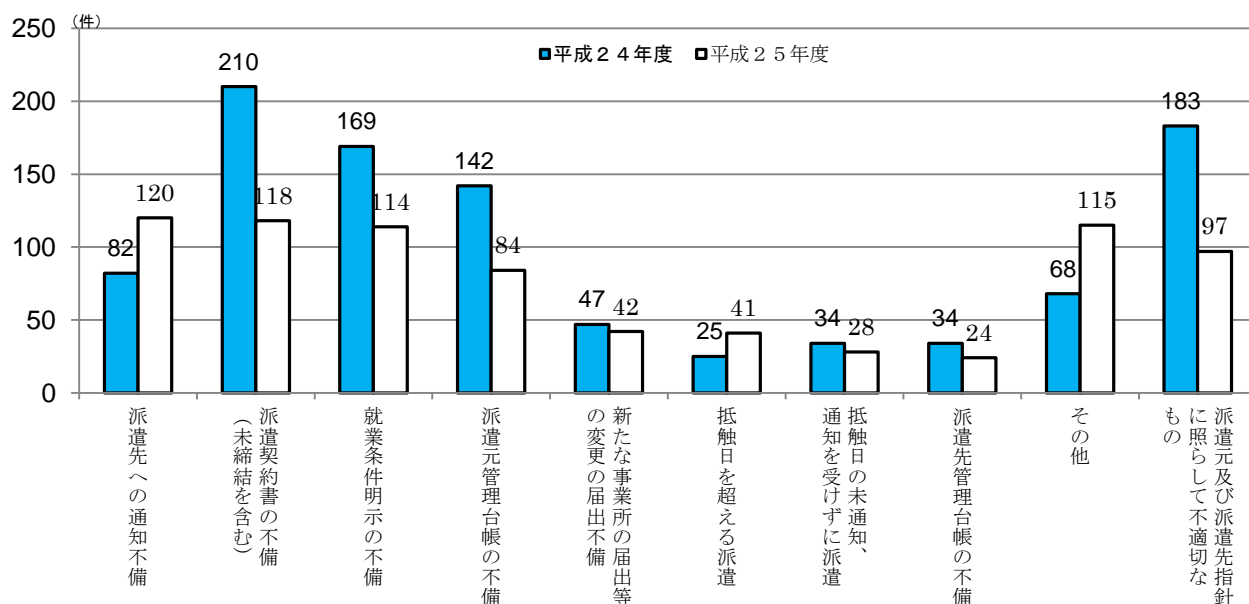
表 1

項 目	24年度 事業所数	25年度 事業所数	前年度比
個別指導実施事業所数①	1,047	1,050	0.3%
派遣事業関係	731	758	3.7%
請負・出向関係	111	105	▲5.4%
職業紹介事業関係	205	187	▲8.8%
上記のうち文書指導を行った事業所数②	593	474	▲20.1%
派遣事業関係	472	331	▲29.9%
請負・出向関係	53	75	41.5%
職業紹介事業関係	68	68	0%
文書指導率（②÷①）	56.6%	45.1%	▲11.5P

（1）労働者派遣事業

- 758事業所（前年度比3.7%増）に指導監督を実施し、うち331事業所（前年度比29.9%減）に対して文書指導を行った。（表1）
- 事業停止命令期間中に新規の労働者派遣を行う等の悪質な法違反を行った派遣元事業主2社に対して許可取消を行った。（労働者派遣法第14条第1項）
また、無届による労働者派遣を行った事業主（労働者派遣法第16条第1項）や派遣禁止業務（労働者派遣法第4条第1項における適用除外業務）への労働者派遣を行った事業主12社に対して、事業停止命令・事業改善命令の行政処分を行った。
- 文書指導の内容別内訳は図1のとおり。（違反内容重複計上）
「派遣先への通知不備」が最も多くなっている。また、「派遣契約書の不備（未締結を含む）」や「就業条件明示の不備」は依然として多く、労働者派遣契約に係る基本的な書類の不備だけで上位3つを占めている。

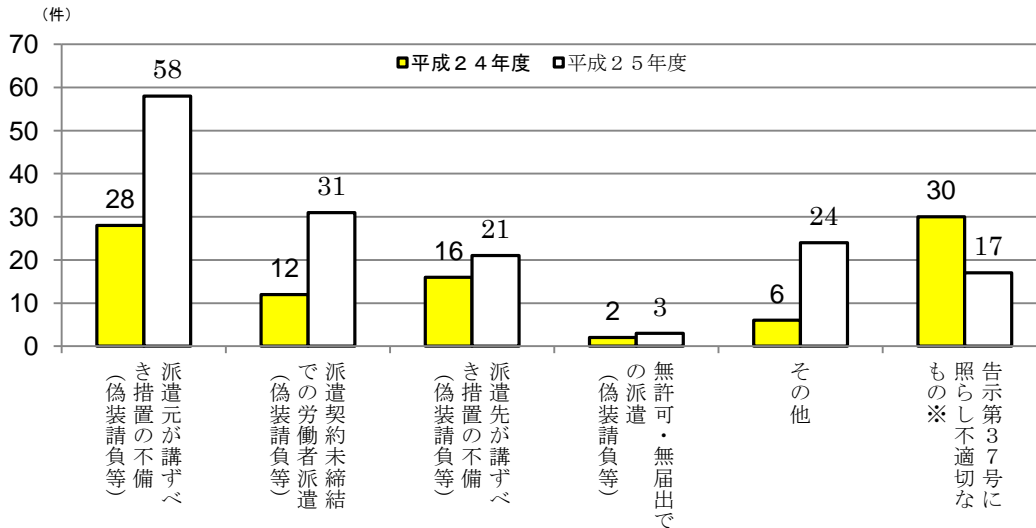
図1 派遣事業に係る文書指導の内容別内訳（重複計上）



文書指導の主な内訳	違反事例
派遣先への通知不備 (指導対象：派遣元)	派遣元は、労働者派遣をするときは、法の定める事項(派遣労働者の氏名・性別等)を派遣先に通知しなければならないが、この通知を行っていない、あるいは、通知する内容が不十分であるなど。
派遣契約書の不備（未締結を含む） (指導対象：派遣元、派遣先)	派遣元と派遣先が締結する労働者派遣契約において、法で定める事項（業務内容、派遣人員等）を記載しなければならないが、事項のいずれかが記載されていない、又は記載内容が不十分であるなど。
就業条件明示の不備 (指導対象：派遣元)	派遣元が労働者派遣をしようとするときに、あらかじめ、派遣労働者に対し、法で定める事項（業務内容、抵触日（※）、就業場所等）を明示しなければならないが、この明示がなされていない、又は明示する内容が不十分であるなど。 ※抵触日＝派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日
派遣元管理台帳の不備 (指導対象：派遣元)	派遣元は、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、派遣労働者ごとに法で定められた事項を記載しなければならないが、事項のいずれかが記載されていない、又は記載内容が不十分であるなど。
抵触日の未通知、 抵触日の通知を受けずに派遣 (指導対象： 抵触日の未通知に関しては派遣先、 抵触日の通知を受けずに派遣をした 場合は派遣元)	(抵触日の未通知) 派遣先は、労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、派遣元に対し、抵触日についての通知を行うこととされているが、派遣先がこの通知を行っていないなど。 (抵触日の通知を受けずに派遣) 派遣元は、派遣先から抵触日の通知がない場合には、労働者派遣契約を締結してはならないにもかかわらず、抵触日の通知を受けずに労働者派遣契約を締結し、派遣を行っている。
派遣元及び派遣先指針に照らして不適切なもの	派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における派遣元と派遣先との連携のための体制等が労働者派遣契約に記載がないなど。 ※派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針 労働者派遣法に規定された派遣元及び派遣先が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたもの。

- 請負・出向に係る 105 事業所に指導監督を実施し、75 事業所に対し文書指導を行った。(表 1)
- 文書指導の内容別内訳は図 2 のとおり。(違反内容重複計上)

図 2 請負・出向に係る文書指導の内容別内訳 (重複計上)



※告示第37号(昭和61年4月17日 労働者派遣事業と請負のいずれに該当するのかを定めた区分基準)

(2) 職業紹介事業

187 事業所に指導監督を実施し、帳簿の備付けの不備等により 68 事業所に対して文書指導を行った。(表 1、表 2)

表 2 職業紹介に係る文書指導の内容別内訳 (重複計上)

項目	件数	構成割合
帳簿の備付け不備	25	36.8%
労働条件等の明示不備	23	33.8%
その他の法違反	30	44.1%
その他不適切な取扱い	17	25.0%

(3) 再指導

指導監督を行った件数は表 1 のとおりであるが、確実に是正を図るため再指導を行う場合がある。その再指導の件数は以下のとおり。

労働者派遣事業関係	70件
請負・出向関係	18件
職業紹介事業関係	2件
合計	90件

指導監督の事例

1 労働者派遣に係る基本的な書類の記載に不備が見られた事例

派遣労働者がその直接の雇用主である派遣元事業主の下を離れた場所（派遣先）で就業するという複雑な労働関係に対応し、派遣労働者の適正な就業を確保するため、就業日や就業時間等の主要な労働条件等を派遣元と派遣先との間で「労働者派遣契約」として書面で定めるとともに、その就業条件を派遣労働者に派遣元が書面等で事前に明示することを労働者派遣法は義務付けている。

指導監督を通じて労働者派遣契約書を確認したところ、就業時間の定めが実際の就業時間と合致していない事例、業務内容の定めが実際の仕事内容と合致していない事例、派遣労働者からの苦情申出を受け付ける者や苦情を処理する方法が定められていない事例等が見受けられた。また、未だに労働者派遣契約書そのものを作成していない事例や、就業条件を派遣労働者に対して書面等で明示していない事例も見受けられた。

このように基本的な書類の記載に不備等が確認された場合は、速やかにこれを是正するよう文書で指導するとともに、他の労働者派遣契約等についても同様の不備がないか確認を行うほか、当該事業主に自主的な点検を指導することもある。

2 複数の労働局が広域・合同で指導監督を実施した結果、行政処分を行った事例

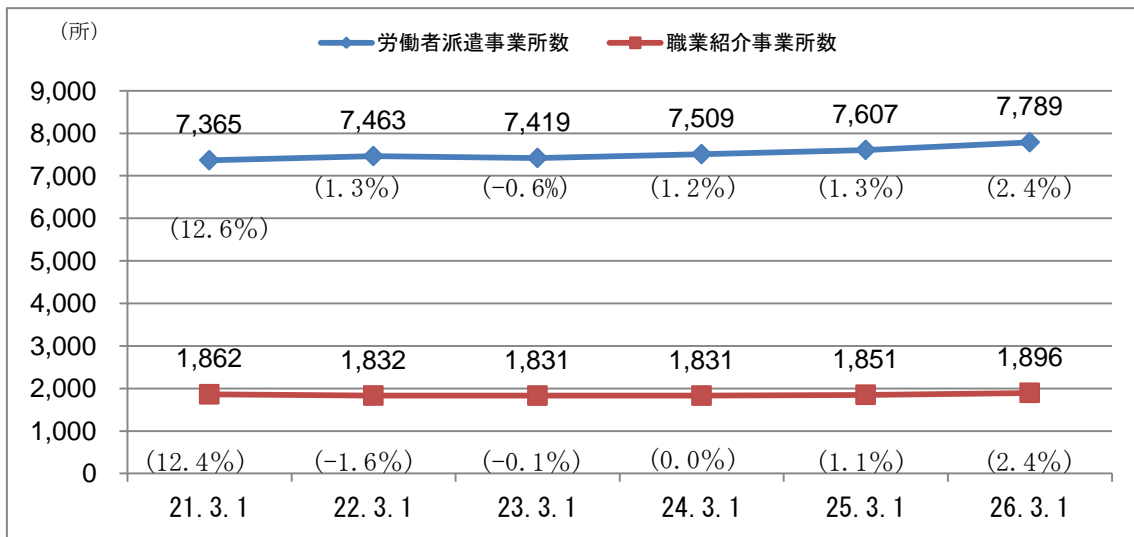
一般労働者派遣事業及び有料職業紹介事業の許可を持つA社は岡山県に本社があり、岡山県・大阪府・兵庫県・広島県に7事業所を持つ事業主である。

A社は、虚偽の労働条件を求人広告に掲載し、派遣労働者の募集を行ったり、求人者からの求人の申込みが無いにもかかわらず、求人があるかのように装って架空の労働条件を求人広告に掲載し、求職者の申込を誘引する職業紹介を行っていた。

A社の指導監督を行うに当たっては、4府県にわたる広域的な事案であるため、4労働局において事前準備をしっかりと行った上で合同調査を行った結果、法違反の全容を明らかにすることができた。結果として行政処分となり、虚偽の広告・条件呈示による労働者の募集及び職業紹介に係る行政処分は全国初めての事案であった。

(参 考)

参考図 1 労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業所数の推移
(各年 3 月 1 日現在)



出所：大阪労働局

* () 内は、対前年同月比